

0. 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会との関わり

- ・秘密法反対全国ネットワーク結成記者会見 (2014.1.24 @東京)
- ・秘密法に反対する全国ネットワーク回全国交流集会 (2014/4/5-6 @名古屋、7/6-7 @大阪、12/7 @東京)
- ・秘密法反対全国ネットワーク交流会・再び(2019/12/7-8 @名古屋)

1. 朝日新聞スクープ

「やった、公安の尻尾を掴んだ！倍返しだ！国賠訴訟に必ず勝つぞ！」

1968年の新入生オリエンテーション／2013年に「警察白書」に遭遇／2012年～の公安警察の露骨な動き（特に「脱原発」運動関係）

2. 一審判決 → 控訴

- ・情報提供行為につき違法とし、請求額の半額の国賠が認められたが、情報収集については容認した。
「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。…万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない。」（Cf 東京都公安条例事件）

3. 控訴審判決に対する感想など

- ・「司法救済」という言葉を理解できた気がした。原告に寄り添い、事実寄り添って書かれている。
- ・特に読んで頂きたい箇所
 - ☆ p10～p30 2 認定事実
 - ☆ p33 4 一審原告らが行ってきた活動等について
 - ☆ p34 5 シーテック社が行う本件風力発電事業について
 - ☆ p35 6 本件風力発電事業に対する一審原告らの対応等について
 - ☆ p37～p41 7 大垣警察からシーテック社への情報提供及び岐阜県警の情報収集について
 - ☆ p48～p60 9 争点1(岐阜県警が一審原告らの個人情報収集、保有し、大垣警察がそれらの情報をシーテック社に提供した行為の違法性)について
 - ☆ p60 10 争点2(一審原告らの損害)について
 - ☆ p63 12 争点4(人格権としてのプライバシー権に基づく個人情報抹消請求の可否)について
- ・最高裁を意識して？
 - ・徹底的に「事実」に拘っている
 - ・「警察法2条は法的根拠にならない」とはしていないが：
「具体的な法律上の根拠があることが望ましいことは明らかである」(p50)
「公共の安全と秩序の維持」を名目としてフリーハンドで活動することは許されないのであり…少なくとも…(国民の権利を侵害してもやむを得ないといえるだけの目的及び必要性)が捜査機関の側から個別的、具体的に明らかにされなければならない。」(p51)

4. 今後に向けて

- ・「公安警察に法の網を」について
- ・「独立した監督機関」について

令和6年警察白書

第6章 公安の維持と災害対策

第3節 公安情勢と諸対策

第4項 日本共産党の動向

第5項 大衆運動への警察の対応

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講じるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講じることとしている。

(1) 近年の大衆運動

近年の大衆運動では、平成23年の福島第一原子力発電所事故を契機に、反原発運動が幅広い年齢層の多数の市民が参加する運動へと発展し、また、平成27年には、平和安全法制等に反対する運動に諸団体が連携して取り組む抗議行動が行われるようになった。

こうした中、国内においては、国会議事堂周辺はもとより全国各地で、憲法改正や原子力政策等の様々な政策や時事問題を捉えた抗議行動が行われている

ほか、国際的にも、環境保護や反戦等といった多様なテーマを掲げ、国際会議等に対する抗議行動が展開されている。

令和5年中は、入管法改正、インボイス制度導入、イスラエル・パレスチナ情勢、G7 広島サミットや関係閣僚会合等を捉えた抗議行動が行われた。

(2) 沖縄県内の反基地運動

沖縄県では、普天間飛行場の危険の除去と返還に向けて名護市辺野古への移設工事が進められているが、これに反対する諸団体等は、移設先であるキャンプ・シュワブや埋立用の資材を搬出する港の周辺等において、工事関係車両への立ち塞がり、道路での座込みといった危険な妨害活動を繰り返している。警察では、令和5年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で12件、延べ7人を検挙した。

大垣警察市民監視事件 経過

2005頃	シーテック社、風力発電施設建設を計画
2012年 11月3日	シーテック社、地元説明会を行う
2013年 2月	上鍛冶屋自治会総会で立入調査を否決
6月30日	風力発電勉強会
7月	シーテック社内に地域対応グループ・大垣駐在所を設置
8月7日	第1回情報交換
2014年 3月4日	第2回情報交換
5月20日～21日	上鍛冶屋自治会、大垣市長と岐阜県知事に宛てた「嘆願書」を出す
5月26日	第3回情報交換
6月30日	第4回情報交換
7月24日	朝日新聞による報道
7月末～	岐阜県警及び岐阜県公安委員会に対して抗議・要請などを行う 各原告、個人情報開示請求
10月10日	個人情報「非開示・存否応答拒否」に対して不服審査請求
11月	抗議・苦情申立への回答は「通常行っている警察業務の一環」
2015年 3月12日	「証拠保全」執行
2016年 12月21日	岐阜県に対し国家賠償請求を提訴
2117年 3月8日	第1回口頭弁論
2018年 1月29日	岐阜県と国（警察庁）に対し個人情報抹消請求を追加提訴
2022年 2月21日	一審岐阜地裁判決。情報提供につき違法とし原告1人当たり55万円の賠償を命じる。情報収集は容認。情報抹消請求は却下。 →控訴
8月31日	控訴審第1回口頭弁論
2023年 12月12日	学者証人尋問。控訴審結審。
9月13日	控訴審判決
10月2日	岐阜県が上告断念、名古屋高裁判決が確定